

事務事業評価制度に関する提言

平成22年3月

島原市行政評価委員会

目 次

1 はじめに	1
2 事務事業評価制度に関する提言	2
(1) 評価対象事業について	2
(2) 評価結果の反映について	2
(3) 評価の実施時期について	3
(4) 評価の組織体制について	3
(5) 評価調書について	3
(6) 評価指標について	4
(7) 評価結果の公表等について	4
(8) 職員の意識改革について	5
(参考)	6
1 島原市行政評価委員会における主な意見	7
2 島原市事務事業評価制度の概要	8
3 島原市行政評価委員会委員名簿	10
4 島原市行政評価委員会設置要綱	11
5 島原市行政評価委員会開催実績	12

1 はじめに

島原市では、厳しい財政事情の中、市が行う事務事業について「所期の目的を達したもののや費用対効果の低いものの縮小・廃止」、「類似事業の統廃合」、「新規事業の優先度」など、予算の投資効果や効率性の向上を図る観点から、また、行政システムを活用した成果志向の視点で見直し・改善を行うとともに、コスト感覚など職員の意識改革を進めることを目的とした事務事業評価制度を、平成14年度から試行、19年度から本格導入している。

制度の本格導入から3年目を迎えることもあり、これまで実施してきた事務事業評価の手法や評価結果の反映等、制度のあり方などについて、本委員会では診断を実施することとした。

我々は、平成21年10月21日から、これまで合計3回の委員会を開催し、市が実施してきた事務事業評価の仕組みなどについて、外部の多角的な視点により検証してきた。委員会においては、「事務事業評価の対象」や「評価の活用・時期・方法等」、「指標の設定方法」など、現状の問題点と今後の課題についても活発な意見が交わされ、今般、その結果を「事務事業評価制度に関する提言」としてまとめたところである。

「事務事業評価」は、市民の視点に立って施策の重点的かつ効率的な推進を図るためのツールとして、今後ますます重要となってくることから、そのためにも事務事業評価制度の充実と有効活用が強く求められるものである。

島原市においては、この提言で示した「改善の方向」を受けとめて、事務事業評価制度の充実に努められたい。

平成22年3月30日

島原市行政評価委員会
委員長 山口 純 哉

2 事務事業評価制度に関する提言

島原市における事務事業評価の取組状況等に基づく現行制度の問題点を踏まえ、本委員会において協議した結果を以下のとおり改善の方向として提言する。

(1) 評価対象事業について

(現状と問題点)

- 事務事業評価については、予算編成上の「^{注1}枠外」予算の事務事業を対象として評価を実施（平成21年度評価257件）しているが、本来対象とすべき事業が対象外となっているおそれがある。

(改善の方向)

- 市の行政活動に関する説明責任を果たすためには、原則として全ての事務事業を評価することが望ましい。
- ただし、評価の効率性を高めるために、現在の評価手法や手続きなどを改善する必要がある。

(2) 評価結果の反映について

(現状と問題点)

- 市の事務事業評価制度では、評価結果を予算、政策立案、組織改正などに反映することとし、総合政策課、総務課の合同ヒアリングによる情報の共有化などを図っているが、特別に予算要求枠を設けたりするなど、予算や政策立案、または組織や職員定数に反映させる具体的な仕組みが特に設けられていない。
- 評価結果がどのように反映されたのかという具体的な情報が公表されていないため、市民に対する説明責任の徹底という観点からは不十分である。
- 事務事業評価が、いわゆる評価のための評価に終わっていないか。

(改善の方向)

- 評価結果を、組織や定員管理に反映させる具体的な仕組みを導入すること。
- 評価結果の公表に加え、評価結果の予算などへの具体的な反映状況を、毎年度市民に公表する仕組みを導入すること。

- 事務事業評価を、いわゆる評価のための評価に終わらせないよう、本来の目的をきちんと達成させるためには、^{注2}PDCAサイクルをきちんと循環させる仕組みが必要。

(3) 評価の実施時期について

(現状と問題点)

- 事務事業評価は毎年、7月～11月の期間において実施されているが、評価結果を翌年度の予算、政策立案、組織改正などに反映させる観点から、実施時期については検討の余地がある。

(改善の方向)

- 評価の実施時期については、評価結果を翌年度の予算、政策立案、組織改正などに反映させる観点から、可能であれば前倒しすることが望ましい。

(4) 評価の組織体制について

(現状と問題点)

- 事務事業評価については、総合政策課が担当しているものの、主として担当者による評価作業となっており、組織としての評価とは言い難いのが現状。

また、長期事業実施計画及び予算編成は総務課が担当しており、総合政策課と連携をとりながら評価と予算編成を行っているが、役割分担の整理が必要。

(改善の方向)

- 事務事業評価と長期事業実施計画の進捗管理、財政運営については、密接に関係しており、効率的かつ体系的に行う必要があることから、事務事業評価における組織体制の検討が必要。
- 事務の簡素化及び評価をスムーズに予算に反映させる観点からも、同じ組織の中でやった方が効率的ではないか。

(5) 評価調書について

(現状と問題点)

- 評価調書について、市民の視点からも、分かりやすさ、見やすさという点において検討の余地がある。
- 事後評価票において、「事務事業の視点別分析」の現状分析と「総合評価」の判定に整合がとれていないものがある。
- 事務事業評価制度自体は、職員の意識をよい方向に向かわせるもの

として必要と思うが、評価事務に多くの時間を割くことになると、職員の仕事が煩雑になり本来の目標を見失うことにならないか。

(改善の方向)

- 評価調書の表示については、市民に分かりやすいものとなるよう工夫すること。
- 事後評価票の「事務事業の視点別分析」の現状分析と「総合評価」の判定の間の整合を図るため、判定基準を設定すること。
- 評価事務に多くの時間を割くことになって、職員の仕事が煩雑になり本来の目標を見失うことにならないように、評価票はできるだけ単純に、簡単なものとし、作成の煩雑さをなくすことが重要。

(6) 評価指標について

(現状と問題点)

- 活動指標や成果指標は、事業の実績を評価する際の重要な基準であるとともに、事業の成果を市民に分かりやすく説明するという観点からも重要なものであるが、指標の設定や目標の水準に適当でないものがある。

(改善の方向)

- 評価指標については、以下の観点を中心として、総点検を実施すること。
 - ① 成果指標の根拠となる事業の意図が正確に記述されているか。
 - ② 成果指標として、具体的な目標が設定されているか。
 - ③ 事業の意図が成果指標に反映されているか。
 - ④ 当該事業で達成可能な成果指標か。
 - ⑤ 活動内容を成果指標としていないか。
 - ⑥ 評価指標の設定水準が具体的に説明されているか。

(7) 事務事業評価結果の公表等について

(現状と問題点)

- 島原市においては、事務事業評価を実施した結果について公表を行っていないのが現状である。
- 市民に対する市の説明責任を徹底するため、より多くの市民に関心を持って事務事業評価結果を見もらうように努める必要がある。
- 事務事業評価に対する意見を積極的に市民に求め、市と市民双方の意見交換ができるような仕組みの導入が必要。

(改善の方向)

- 市議会に報告するほか、評価結果や資料を市広報やホームページなどで積極的に市民に公表すること。
- 公表の際は、市民の視点に立ち、分かりやすい説明や資料の提供に努めること。
- 評価結果について、市民からの意見を積極的に把握する仕組みとするように努めること。

(8) 職員の意識改革について

(現状と問題点)

- 事務事業評価の導入により職員の意識向上に努めているが、職員のコスト意識の醸成や成果を重視した行政運営を行うという意識が、どの程度高まったかの検証が必要。

(改善の方向)

- 費用対効果に対する職員の意識を高めるためにも、予算の執行段階において「成果重視」を意識するような仕組みづくりに努めること。
- 例えば、評価を担当課だけに任せず、中堅・若手職員を選抜して、自らの部署以外の事業について議論させるという場を作れば、問題意識を高め、それが意識改革につながるのではないか。

注1：枠外予算＝本市においては、「枠内予算」と「枠外予算」があり、「枠内予算」とは、各課等に政策決定権と自主的予算編成の強化を目的に、一定割合の予算が配分されるもので、原則として各課等の裁量で予算編成が可能となっている(予算総額の1割程度)。この「枠内予算」以外を「枠外予算」としている。

注2：PDCAサイクル＝政策の形成、遂行の過程において、Plan(計画)→Do(実施・実行)→Check(点検・評価)→Act(処置・改善)を繰り返す手法。

参 考

島原市行政評価委員会における主な意見等（まとめ）

（評価の対象）

- ①事務事業評価の対象がそもそも何なのか、もう少し明確化する必要がある。
- ②評価対象のもととなる予算の枠内・外の区分の定義がいまひとつ曖昧。
- ③評価対象外にしているもののなかに、本当は見なければならぬものがあるのではないか。
- ④予算の枠内・枠外で分けるのではなくて、本来、全部の事務事業を評価の対象とすべきと思う。
- ⑤事務事業評価の対象として、単に予算の枠内・外であるとかいう制度的なもので切り分けていいのか。もっと大事なところは積極的に評価すべきではないか。

（評価の反映）

- ⑥予算をつける際の活用など、評価後の活用について、もう少し検討が必要ではないか。
- ⑦評価の結果を活用しようとしたときに、評価の中身で議論すべきことがたくさんあるのではないか。例えば、事業の目的、他課の事業との関係、どういう指標を考えるのか、他課との連携、外に出せる事業なのか、直営でやるべき事業なのか等。
- ⑧評価のやり方をどう見直していくか、評価後に予算にどう反映させるか、この2本が一番重要。

（評価の時期）

- ⑨評価の実施時期は、今のタイミングでよいのか。もう少しタイミング、スケジュールを見直す必要があるのではないか。

（評価の組織体制）

- ⑩二次評価は評価室（総合政策課）がやっているとのことだが、評価にはどのくらいの密度、どれくらいの労力をかけてやっているのか。→→実質的には担当1人で評価しているという状況。

（評価調書）

- ⑪一次評価で「改善の余地がある」…なら、今は見直しをしないけれども何年後に何をやるというところくらいまでは、あってもいいのではないか。

（指標の設定）

- ⑫「成果の指標の設定がむずかしい」……最終的には「市民がどう思うか」ではないか。事業に対する利害関係者の希望、評価を毎年ではなくとも簡単なやり方でとってみてはどうか。それを成果にしておけば将来を展望する上で役に立つ。
例えば、サンプリング調査やヒアリング等でもよいのでは。

（その他）

- ⑬今後、まちづくりの施策、事業を推進する上では、市民との協働が不可欠と考えられるが、その受け皿となる民間団体、NPO、ボランティア団体等は、あるのか。それらの育成が必要ではないか。

1 島原市の事務事業評価制度の概要

(事務事業評価導入の目的)

- ① 効果的かつ効率的な行政資源の配分
- ② 市民に対する説明責任の徹底
- ③ 市民の視点に立った、成果を重視した行政運営の実現

(事務事業評価の基本的な枠組み)

- ① 事務事業評価の実施主体
 - 一次評価：所掌する施策や事業について、各課自らが行う評価
 - 二次評価：一次評価を踏まえ、評価の総合性及び客観性を担保するため、事務事業評価制度の所管課である総合政策課が行う評価
- ② 事務事業評価の対象
 - 長期事業実施計画（枠外予算）事業
 - ※評価対象外事業
 - (1)人件費・積立金・公債費・繰出金
 - (2)扶助費のうち国庫補助を伴うもの
(ただし、市単独の上積み補助があるものは対象外)
 - (3)当該年度の新規開始事業
- ③ 事務事業評価の時点と内容
 - 事前、事後の段階で評価を行っている。
 - ・事前評価：新規事業の企画立案段階で、達成すべき目標を設定するとともに、必要性や効率性等の観点から評価を行い、事業の採否、選択等に資する情報を提供する。
 - ・事後評価：事業実施途中の毎年度、事業の進捗状況、目標の達成状況等について検証するとともに、事業の改善・見直しに資する情報を提供する。
- ④ 指標（数値目標）の設定
 - 事業の目標や効果の達成・実現状況を客観的に測定、判断するため指標を設定し、評価を行う際の基本的な要件とする。
 - 指標の設定にあたっては、事業の成果等を測る適切な指標を設定する。

(事務事業評価の結果の反映)

事務事業評価の結果は、次のことに反映させる。

- ① 長期事業実施計画に掲げる施策の着実な推進への反映、社会経済情勢の変化等に伴う見直しへの反映
- ② 事業の改善、見直しへの反映
- ③ 予算への反映
- ④ 組織の改正への反映等

(事務事業評価の結果等の市議会への報告および市民への公表)
未実施

島原市行政評価委員会

(五十音順)

委員名	所属等
大野 友道	九州北部税理士会島原支部 支部長
満井 敏隆	島原商工会議所 会頭職務執行者
矢川 武士	島原市町内会・自治会連合会 会長
山口 純哉	長崎大学経済学部 准教授
山崎 幹子	島原市男女共同参画推進懇話会 委員
脇田 安大	(財)ながさき地域政策研究所 理事長

島原市行政評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 市のまちづくりの施策に関し、市民の視点に立った客観的な評価を行い、効率的で効果的な行政活動を促し、市勢振興計画に掲げるまちづくりの目標の達成につなげるため、島原市行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 島原市行政評価の改善に関すること。
- (2) 政策、施策及び事務事業の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、市長に対して資料の提出、関係職員の説明その他の必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める

附 則

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以降最初に開催する会議は、第5条第1項の規程にかかわらず、市長が招集する。

島原市行政評価委員会開催実績

①第1回行政評価委員会

- 開催日 平成21年10月21日
- 場所 観光ホテル小涌園
- 主な内容
 - ・各委員への委嘱状交付
 - ・行政評価委員会の概要説明
 - ・事務事業評価制度の経過、内容等の概要説明
 - ・質疑応答

②第2回行政評価委員会

- 開催日 平成21年12月24日
- 場所 有明文化会館
- 主な内容
 - ・前回資料要求のあった資料の配付及び説明
 - ・市担当職員による事務事業評価の実例紹介(2件)
 - 地域児童見守りシステム事業
 - 高齢者福祉交通機関利用助成事業
 - ・質疑応答

③第3回行政評価委員会

- 開催日 平成22年2月26日
- 場所 有明文化会館
- 主な内容
 - ・事務事業評価制度の概要説明
 - ・これまでに本委員会から出された現行の事務事業評価制度についての主な意見の紹介
 - ・委員長から、本委員会での意見等をもとに取りまとめた「提言案」を提示、内容等の説明
 - ・質疑応答
 - ・市長への「提言」についてのとりまとめを委員長へ一任

④市長へ事務事業評価制度についての「提言」を提出

- 期 日 平成22年3月30日